



2 受 文 科 総 第 4 0 号  
令 和 2 年 4 月 1 4 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長  
各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
小 学 校 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を  
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の  
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長  
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長  
各 文 部 科 学 省 施 設 等 機 関 の 長  
各 文 部 科 学 省 特 別 の 機 関 の 長  
各 文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 の 長  
各 文 部 科 学 省 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長  
日 本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 済 事 業 団 理 事 長  
公 立 学 校 共 済 組 合 理 事 長

殿

文 部 科 学 事 務 次 官  
藤 原



(印影印刷)

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表の延期について（通知）

標記について、令和2年4月14日付けで、別添のとおり内閣官房長官から文部科学大臣宛て通知がありました。

ついては、貴機関及び貴管下の学校その他の教育機関においても、この趣旨に沿ってよろしくお取り計らい願います。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校その他の教育機関等に対して、各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人その他の教育機関等に対して、国公立大学長におかれては、その管下の学校に対して、本件の周知をお願いします。

【本件連絡先】

文 部 科 学 省 大 臣 官 房 総 務 課 法 令 審 議 室 審 議 第 1 係  
電 話 : 0 3 - 5 2 5 3 - 4 1 1 1 (内 線 3 0 0 3)



別添

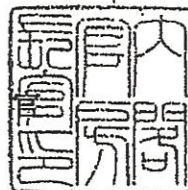
閣総皇式第2号

令和2年4月14日



文部科学大臣 殿

内閣官房長



立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表の延期について（依命通知）

本日の閣議において、別紙のとおり決定されましたので、命により通知いたします。

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表の延期について

（令和2年4月14日）  
閣 議 決 定

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について(令和2年3月24日閣議決定)  
中、「(4月19日)」を削り、祝意奉表については、当分の間、延期する。